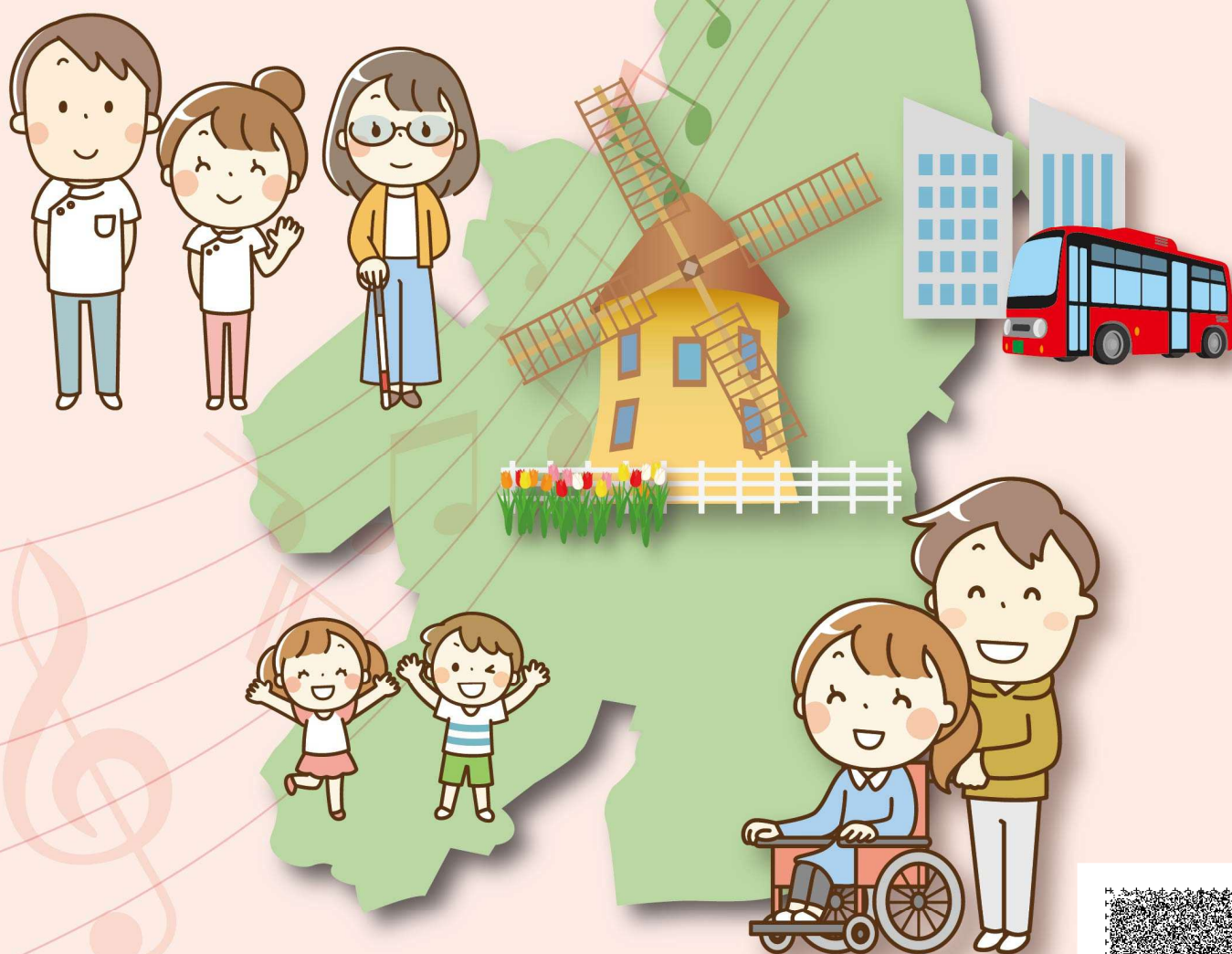


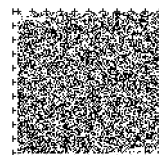
概要版

第7期安城市障害福祉計画

第3期安城市障害児福祉計画



安城市



第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画を策定しました

計画策定の背景と趣旨

「第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年（2023年）度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年（2024年）度を初年度とした「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画」を策定しました。

障害者支援に関する近年の国の政策動向について

厚生労働省及びこども家庭庁は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を行いました。

【基本指針改正の主な事項】

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
5. 発達障害者等支援の一層の充実
6. 地域における相談支援体制の充実・強化
7. 障害のある人等に対する虐待の防止
8. 地域共生社会の実現に向けた取組
9. 障害福祉サービスの質の確保
10. 障害福祉人材の確保・定着
11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
12. 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進
13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
14. その他：地方分権提案に対する対応

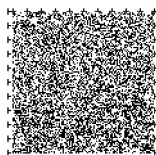
計画の位置付け

第7期安城市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として、第3期安城市障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定したものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間です。

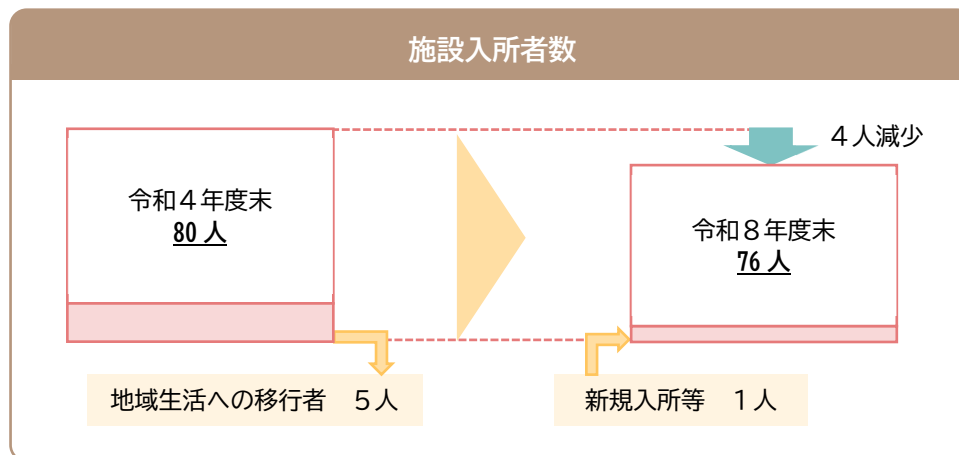
	和暦（年度）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
安城市 障害者 福祉 計画	安城市障害者計画	第5次安城市障害者計画					
	安城市障害福祉計画	第6期安城市 障害福祉計画			第7期安城市 障害福祉計画		
	安城市障害児福祉計画	第2期安城市 障害児福祉計画			第3期安城市 障害児福祉計画		



障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進めます。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会のこころグループにおいて精神障害のある人の地域生活のための保健、医療及び福祉関係者による協議の体制を確立しており、引き続きその充実に努めます。

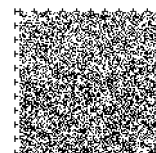
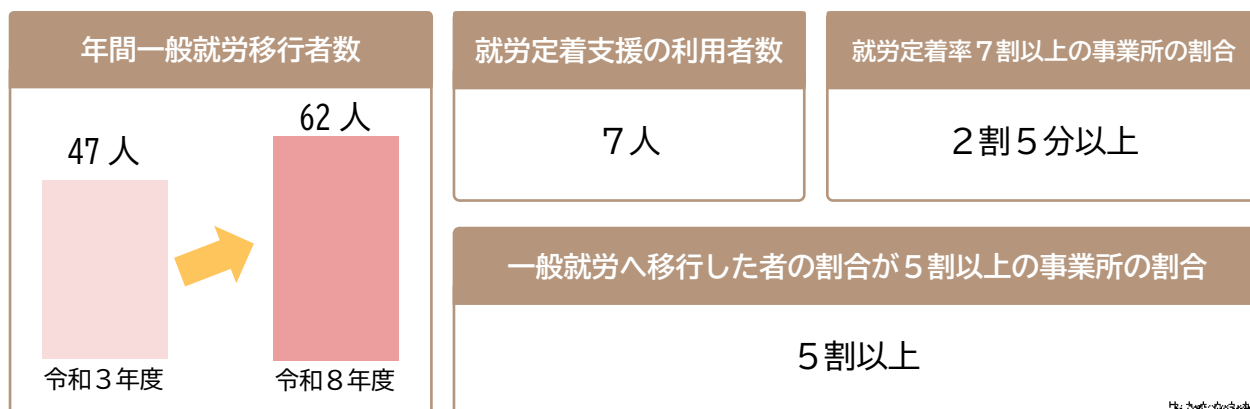
3 地域生活支援の充実

支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援ができるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。



4 福祉的就労等から一般就労への移行等

成果目標を設定し、在宅就労も含め、障害特性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。



5 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、児童発達支援センターが2か所整備されており、発達に心配や遅れのある子どもに18歳まで継続した支援を実施しています。今後はその体制を維持しつつ、障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター及び自立支援協議会の充実を推進するとともに、必要な相談支援専門員の確保に努めます。



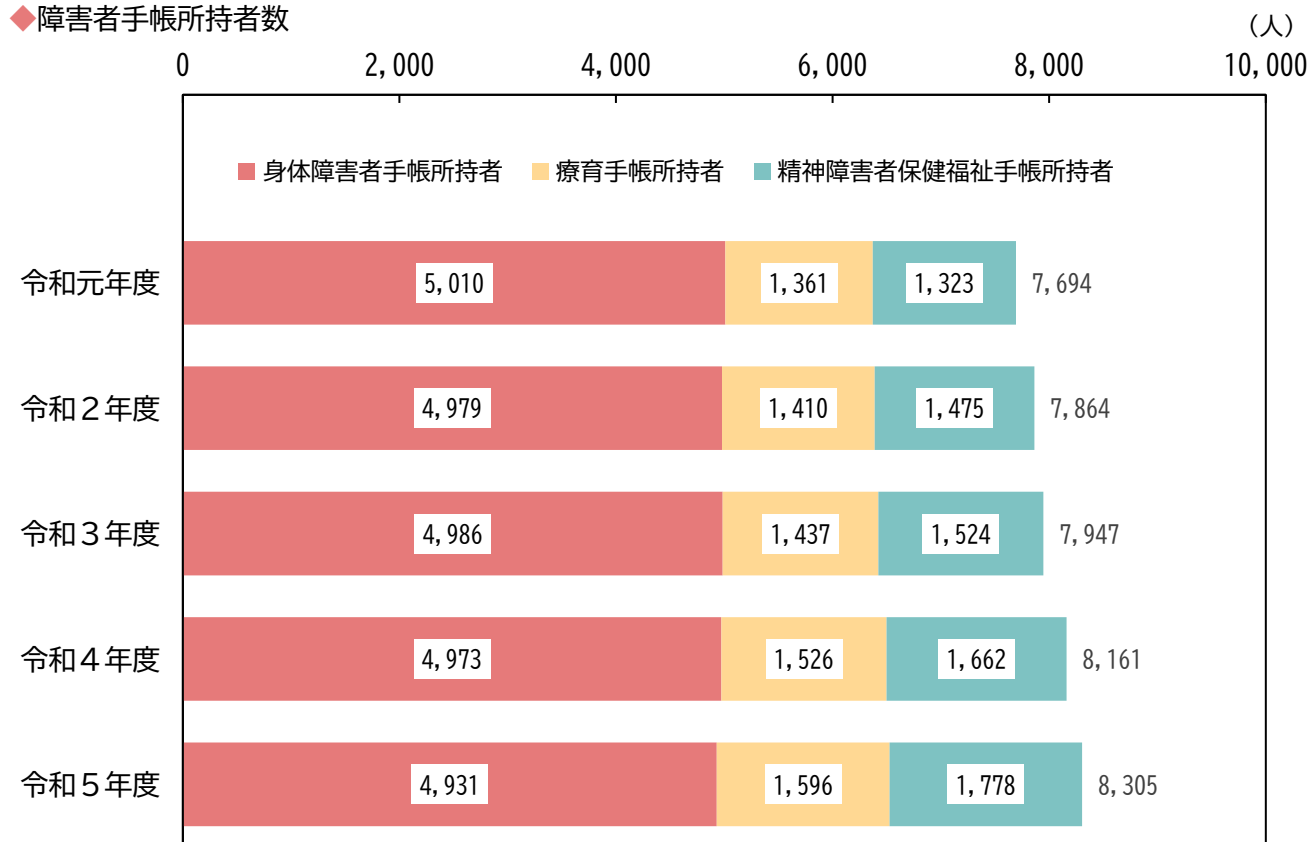
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質向上への対策としまして、市職員には、愛知県や各種福祉団体が提供する研修機会に積極的に参加させています。事業者に対しては、自立支援協議会を通じて虐待防止や応用行動分析学等の研修機会を提供しています。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者に提供し、適正な給付費の請求を促しています。

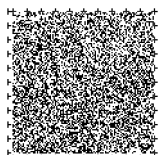
今後も以上の取組を引き続き推進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

障害者数の推移

◆障害者手帳所持者数



(令和5年4月1日現在)



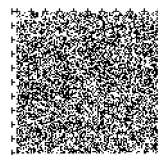
障害福祉サービス等の見込み

1 訪問系サービス

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用延時間	時間/月	2,610	2,680	2,750
	利用者数	人/月	188	193	198
重度訪問介護	利用延時間	時間/月	1,300	1,300	1,300
	利用者数	人/月	8	8	8
同行援護	利用延時間	時間/月	221	223	226
	利用者数	人/月	20	21	21
行動援護	利用延時間	時間/月	116	116	116
	利用者数	人/月	10	10	10
重度障害者等包括支援	利用延時間	時間/月	0	0	0
	利用者数	人/月	0	0	0

2 日中活動系サービス

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用延日数	人日/月	7,420	7,500	7,580
	利用者数	人/月	396	400	404
自立訓練（機能訓練）	利用延日数	人日/月	11	11	11
	利用者数	人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用延日数	人日/月	48	60	72
	利用者数	人/月	4	5	6
就労移行支援	利用延日数	人日/月	983	1,040	1,110
	利用者数	人/月	56	59	62
就労継続支援（A型）	利用延日数	人日/月	2,970	3,040	3,100
	利用者数	人/月	153	157	160
就労継続支援（B型）	利用延日数	人日/月	5,660	6,140	6,620
	利用者数	人/月	348	378	407
就労定着支援	利用者数	人/月	41	36	37
就労選択支援	利用者数	人/月	—	8	9
療養介護	利用延日数	人日/月	456	456	456
	利用者数	人/月	15	15	15
福祉型短期入所	利用延日数	人日/月	397	402	406
	利用者数	人/月	82	83	84
医療型短期入所	利用延日数	人日/月	38	48	57
	利用者数	人/月	9	11	13



3 居住系サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	167	177	187
施設入所支援	人/月	77	75	74

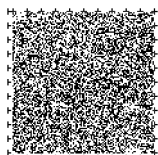
4 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	369	395	423
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	32	33	34

地域生活支援事業の見込量

1 必須事業

区分			単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業				実施	実施	実施
自発的活動支援事業				実施	実施	実施
相談支援事業				実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業				実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業				実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置者数	人	2	2	2
	手話通訳者派遣事業	利用件数	件/年	461	488	517
	要約筆記者派遣事業	利用件数	件/年	40	40	40
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具		件/年	9	9	9
	自立生活支援用具			24	24	24
	在宅療養等支援用具			38	38	38
	情報・意思疎通支援用具			22	22	22
	排泄管理支援用具			3,300	3,300	3,300
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）			5	5	5
手話奉仕員養成研修事業				実施	実施	実施
移動支援事業	利用者数	人/月		181	190	200
	利用時間数	時間/月		1,200	1,270	1,330
地域活動支援センター事業	設置数	か所		1	1	1
	利用者数	人/年		4,200	4,200	4,200



2 任意事業

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	利用延回数	回/月	195	197	200
	利用者数	人/月	29	29	29
日中一時支援事業	利用延回数	回/月	1,000	1,020	1,050
	利用者数	人/月	192	197	202

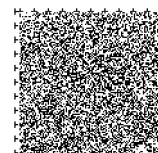
3 地域生活支援促進事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害のある人及びその家族等に対する支援事業 (支援プログラム受講者数)	人/年	42	42	42
雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業	人/年	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	人/年	1	1	1

障害児通所支援・障害児相談支援の見込み

1 障害児通所支援・障害児相談支援

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用延日数	人日/月	1,978	2,078	2,178
	利用児童数	人/月	146	152	159
放課後等デイサービス	利用延日数	人日/月	4,980	5,270	5,560
	利用児童数	人/月	460	486	513
保育所等訪問支援	利用延日数	人日/月	18	21	24
	利用児童数	人/月	18	21	24
居宅訪問型児童発達支援	利用延日数	人日/月	0	0	0
	利用児童数	人/月	0	0	0
障害児相談支援	利用児童数	人/月	172	187	204
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	設置者数	人	9	10	10



その他の支援の見込量と確保策

1 保育園等への障害のある子どもの受入れ

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ	利用児童数	人	35	35	35
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ	利用児童数	人	70	70	70

主な確保策

- 保育園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備に努めます。



発行：安城市

編集：福祉部障害福祉課

〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号

TEL：0566-71-2259

FAX：0566-74-6789

